

2023年9月27日

埼玉純真短期大学令和6年度入学者選抜における「特例措置」について

入試広報委員長

小澤 俊太郎

埼玉純真短期大学では、新型コロナウイルス感染症に罹患したなどの体調不良により試験を欠席せざるを得なかった方を対象に、「特例措置」を設けます。

概要については下記のとおりです。

記

1. 「特例措置」申請資格

次のいずれかに該当する方

- 1) 受験生本人が新型コロナウイルスに罹患（または発熱などの体調不良）したことにより試験を欠席した場合で、その事実を証明する書類（診療の領収書等）を提出することができる方
- 2) 受験生本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として隔離を指示されたことにより、選抜試験を欠席した場合で、その事実を確認するための情報（病院名称・保健所名称等）を報告することができる方
- 3) 試験会場まで来たが、発熱などの体調不良により選抜試験を受けられなかった方

2. 「特例措置」申請方法・および適用

**申請方法**は、試験当日の朝までに電話のみといたします。聞き取りが必要になりますので必ず本学入試広報係 西山・荒井までご連絡ください。

**適用内容**は下記のとおりです

- 1) 試験を欠席された方・・・別日に追試験といたします。試験日につきましては後日お知らせいたします。その際、再度検定料をお支払いいただく必要はございません。
- 2) 試験会場で体調不良になり試験を受けることが難しい方・・・上記1)と同様
- 3) 試験会場で体調不良になったが、試験を受けられる方・・・受験生と面接官が別室でZoomによる面接を行います。

以上

お問い合わせ

埼玉純真短期大学入試広報

西山・荒井

TEL：048-562-0711